

部局名	健康福祉部	所属名	長寿支援課	所属長名	土井 芳則	電 話	483-1151 内線2220
-----	-------	-----	-------	------	-------	-----	-----------------

1. 事務事業の位置付け・概要（P L A N）

コード	9110		事務事業名称	介護保険事業計画策定事業					短縮コード	経常	9110	臨時	
予算区分	会計	35	介護保険事業特別会計	款	01	総務費	項	01	総務管理費	目	01	一般管理費	
区 分	☐ 自治事務 ☒ 法定受託事務 ☐ その他				根拠法令等		地方自治法第218条、介護保険法第117条、介護保険施行令第1条、介護保険施行規則第1条						
事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）													
平成１２年、介護保険法の施行に伴い、介護保険法第１１７条に基づき市町村は３年を１期とする「介護保険事業計画」を策定することとなっている。１年目は事業計画開始初年度のため、予算執行を伴う事業は無く給付実績の確認や施設整備を希望する事業者の公募状況などの確認を行います。２・３年目で被保険者等の実態・介護サービス実施状況、及び保険給付実績状況等の調査・分析・推計を行い、「介護保険事業計画」の策定を行うものです。													
事務事業を取り巻く状況の変化 又、今後の変化の推測					総 合 計 画 の 施 策 体 系	５本の柱（章）	01	健康福祉都市をめざして					
高齢化が進展しているため、介護保険サービス利用者も増加し、年々給付が伸びていくことが予想されますとともに、サービスを提供する事業者も増加していますが、施設サービスについては計画的な整備を行うための調整が必要であると共に整備を行う事業者を公募し、国・県の補助事業の活用を図る必要があるため、国の整備指針や市の計画に基づく推計が重要となっています。						大項目（節）	03	社会保障					
						中 項 目	02	介護保険					
						小項目（施策）	02	保険財政の健全運営					
						細 項 目	01	財政運営の充実					
実 施 計 画 の 計 画 事 業	1208	高齢者保健福祉計画策定事業											
計画事業の位置付けの有無			☐	計 画 事 業 期 間		平成23年4月 ～ 平成25年3月		計 画 事 業 費		千円			

2. 事務事業の目的・指標・実績（D O）

対象 （誰を何を対象にしているのか）	介護保険被保険者						
手段 （具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成22年度に実際に行ったこと： 平成２０年度事業の分析等を行った。						
	※平成23年度に計画していること： 第５期介護保険事業計画を行う。						
意図 （何を狙っているのか）	高齢者保健福祉計画と一体性のある介護保険事業計画（第５期平成２４～２６年度）の策定。						
ねらい（上位施策の意図）	入力対象外						
区 分			単位	２１年度	２２年度		２３年度
				実績	計画	実績	計画
対象指標	指標１	被保険者等の調査	円	0	4,000,000	4,765,040	2,930,000
	指標２						
	指標３						
活動指標	指標１	介護保険の事業計画の策定のみの事業のため無し	なし				
	指標２						
	指標３						
成果指標	指標１	介護保険の事業計画策定のみの事業のため無し	なし				
	指標２						
	指標３						
上位成果指標	指標１						
	指標２						
	指標３						

コード	9110	事務事業名称	介護保険事業計画策定事業				所属名	長寿支援課
今後の方向性	⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。	☐ 改革・改善して継続			制度変更や介護報酬改定の動向、市の給付実績の傾向分析、被保険者数、認定者数の推計を3年ごとに的確性、必然性を予測して行く必要があります。			
		☐ 手法プロセスの改革・改善						
		☐ 事業規模の拡大・縮小						
		☐ 統合・役割見直し						
	☐ その他							
☐ 廃止・休止								
☐ 事業完了								
☒ 現状のまま継続								
	⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。			経 費			介護保険法に定められている計画策定事業であり、計画策定にあたっての調査対象及び分析業務量の増加が見込まれる。	
				削 減	不 変	増 加		
		成 果	向 上	☐	☐	☐		
			不 変	☐	☐	☒		
低 下	☐		☐	☐				

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など									
国の指針の適用よりも市の推計により重きを置いて対応することが求められており、制度変更や介護報酬改定の動向、市の給付実績の傾向分析、被保険者者数・認定者数の推計に的確性・必然性などをより高い精度で答えていく必要があります。									

所属長コメント	介護保険事業計画を策定することは、保険者である市の義務となっていることからこのまま継続して実施していきます。								
評価調整委員会評価	☐ 改革改善して継続			担当課の評価のとおり，現状のまま継続とする。					
	☐ 手法プロセスの改革・改善								
	☐ 事業規模の拡大・縮小								
	☐ 統合・役割見直し								
☐ その他									
☐ 廃止・休止									
☐ 事業完了									
☒ 現状のまま継続									